様式１５－３

＜幼稚園型認定こども園入園用＞

　　　令和５年12月１日

主治医　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三原市教育委員会教育長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（教育振興課）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校給食課）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校教育課）

「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表等」の記載のお願い

園では、アレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー・アナフィラキシー、アレルギー性鼻炎）のある児童等が、より安全に安心して園生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省）及び「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）に基づき、特別な配慮・管理などの取組を行います。

具体的な対応としては、医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき内容を決定し、取組を進めてまいります。

つきましては、下記注意事項をご参照の上、記載いただきますようお願いいたします。

なお、食物アレルギーがあり、園生活において配慮・管理が必要な場合には、「食物アレルギー指示書」の記載も併せてお願いいたします。

|  |
| --- |
| 【注意事項】  ●「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下「指導表」という。）は、園生活において、  園が配慮・管理を行う必要があると医師が判断した場合についてのみ、園に提出していただくもの  です。  アレルギー疾患があっても、医師が「特段の配慮・管理は必要ない」と判断した場合は、記載の必  要はありませんので、その旨を保護者にご説明くださるようお願いいたします。  ●指導表は、大きな変化がない場合、１年間（食物アレルギーは次回受診月まで）使用しますので、  現在の状況及び１年間（食物アレルギーは次回受診予定月まで）の期間を通じて予測される状況  を記載してください。  ●必要に応じて、保護者が園に指導表を提出した後に、園での取組について、ご相談させていただく  場合もありますので、よろしくお願いいたします。  ●児童等のアレルギー疾患が改善され、取組が不要になったと医師が判断した場合や取組を中止す  る場合も、医師の作成した指導表が必要となりますので、ご協力をお願い申し上げます。 |

【問い合わせ先】

食物アレルギーでの給食の対応について　三原市教育委員会　学校給食課　0848-68-0149

食物アレルギー以外での対応について　　三原市教育委員会　学校教育課　0848-67-6154